
図解・令和7年度税制改正大綱

～ 令和6年12月20日与党公表～

税理士法人名南経営



MEINAN
Meinan Consulting Network

「令和7年度税制改正大綱」の概要と主要項目

- 個人所得課税においては、物価上昇面における税負担の調整の観点から、**所得税の基礎控除等の見直し**が行われるとともに、就業調整対策の観点から、**大学生年代の子等に係る新たな控除が創設**される。また、子育て世帯への支援として、子育て世帯等に対する**住宅ローン控除の拡充**、**住宅リフォーム税制の拡充**、**生命保険料控除の拡充**がそれぞれ1年限りの措置として講じられるほか、等の改正が行われる。
- 資産課税においては、昨年度における特例承継計画の提出期限の延長に合わせ**法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件についての見直し**が行われる。合わせて**個人版事業承継税制における事業従事要件についての見直し**が行われる。また、**生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し**等が行われる。
- 法人課税においては、極めて所得が高い中小企業等について**中小企業等の軽減税率の特例の見直し**が行われる。また、売上高100億円超を目指す中小企業が思い切った設備投資を行うことができるよう、**中小企業経営強化税制の拡充**が行われる。この他、**中小企業投資促進税制の延長**や**中小企業防災・減災投資促進税制の見直し・延長**等が行われる。
- 消費課税においては、**外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し**等が行われる。
- この他、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、**防衛特別法人税の創設**がなされ、**たばこ税**についての見直しが行われる。

【個人所得課税】

- 基礎控除の見直し
- 給与所得控除の見直し
- 特定親族特別控除の創設
- 子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充等

【法人課税】

- 中小企業等の軽減税率の特例の見直し
- 中小企業経営強化税制の拡充

【消費課税】

- 外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し

【資産課税】

- 法人版事業承継税制の役員就任要件の見直し

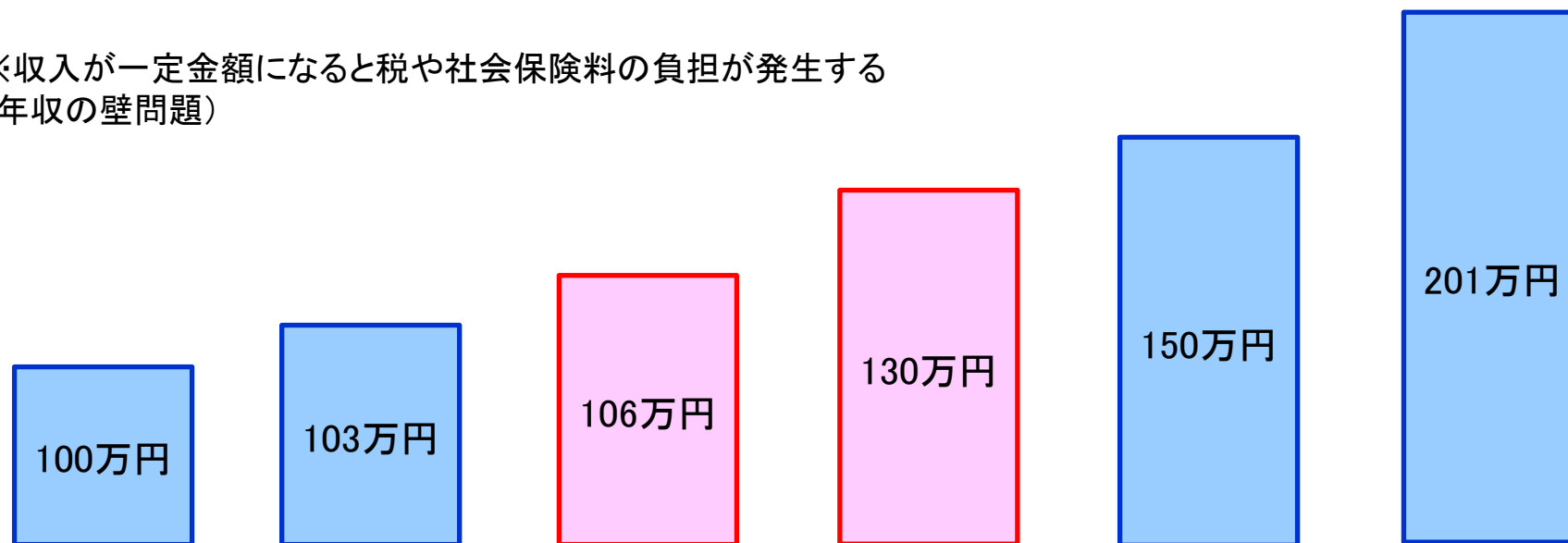
【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

- 防衛特別法人税の創設

基礎控除等の見直し①

減税

※収入が一定金額になると税や社会保険料の負担が発生する
(年収の壁問題)

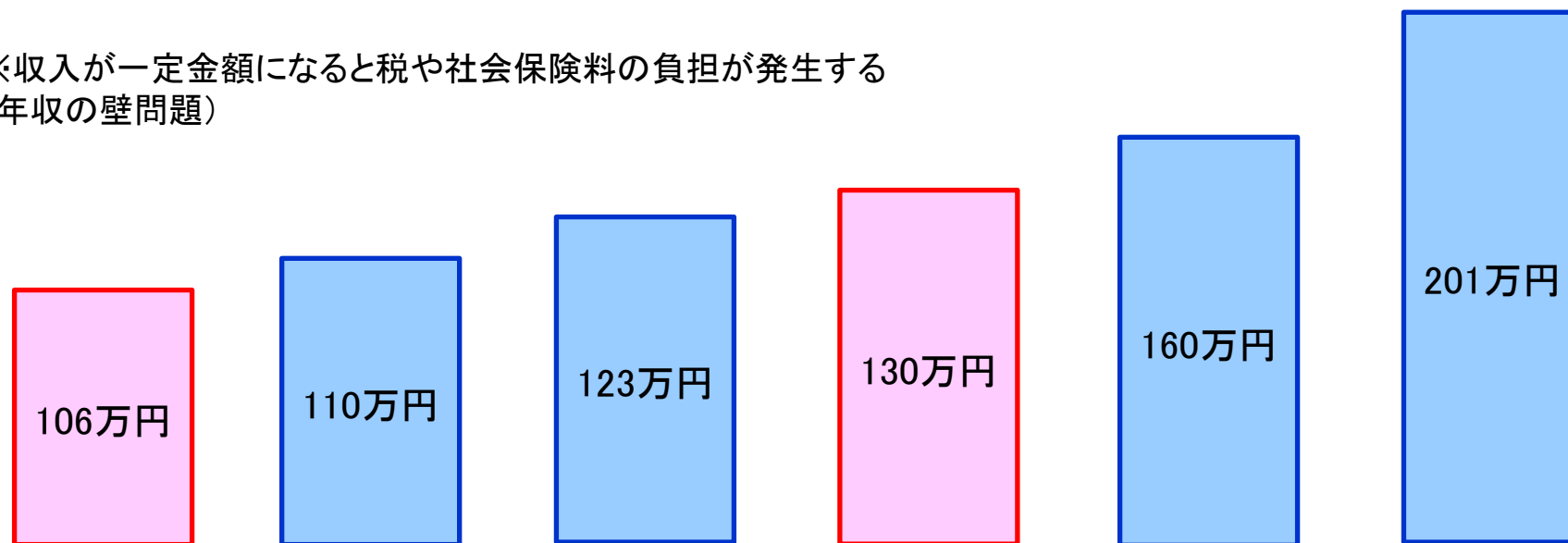


給与の金額	負担の内容
100万円～	本人に住民税の支払が発生する(自治体により基準が若干異なる)
103万円～	本人に所得税の支払が発生する
106万円～	本人に社会保険の加入義務が発生する(勤務先の企業規模による)
130万円～	国民健康保険・国民年金保険料の支払が発生する
150万円～	配偶者特別控除が満額(38万円)適用できなくなり、以降段階的に減額する
201万円～	配偶者特別控除の対象外となる

基礎控除等の見直し②

減税

※収入が一定金額になると税や社会保険料の負担が発生する
(年収の壁問題)



給与の金額	負担の内容
106万円～	本人に社会保険の加入義務が発生する(勤務先の企業規模による)
110万円～	本人に住民税の支払が発生する(自治体により基準が若干異なる)
123万円～	本人に所得税の支払が発生する
130万円～	国民健康保険・国民年金保険料の支払が発生する
160万円～	配偶者特別控除が満額(38万円)適用できなくなり、以降段階的に減額する
201万円～	配偶者特別控除の対象外となる

基礎控除の見直し

減税

個人所得課税 大綱P20

- 基礎控除について、**合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を10万円引き上げる。**
- 公的年金等に係る源泉徴収税額の見直し等の所要の措置を講ずる。
- **令和7年分以後の所得税**について適用する。
- 給与等及び公的年金等の源泉徴収については、**令和8年1月1日以後に支払うべき給与等又は公的年金等について適用する。**
- 改正に伴い生ずる公的年金等につき源泉徴収された所得税の額に係る超過額について、当該公的年金等(確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除く。)の支払者から還付等をするための措置を講ずる。

【基礎控除】

合計所得金額	現行	改正案
2,350万円以下	48万円 (43万円)	58万円 (43万円)
2,350万円超 2,400万円以下		48万円 (43万円)
2,400万円超 2,450万円以下	32万円 (29万円)	32万円 (29万円)
2,450万円超 2,500万円以下	16万円 (15万円)	16万円 (15万円)
2,500万円超	控除なし	控除なし

※カッコ内は住民税控除額

【ポイント】

- 住民税の基礎控除額については変更がない。

給与所得控除の見直し

減税

個人所得課税 大綱P20-21、22

- 給与所得控除について、55万円の最低保障額を65万円に引き上げる。
- 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)、賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表、年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表等について所要の措置を講ずる。
- 令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。
- 給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の改正については、令和8年1月1日以後に支払うべき給与等について適用する。

【給与所得控除】

給与等の収入金額	現行	改正案
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額 × 40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	収入金額 × 30% + 8万円	収入金額 × 30% + 8万円
190万円超 360万円以下		
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 44万円	収入金額 × 20% + 44万円
660万円超 850万円以下	収入金額 × 10% + 110万円	収入金額 × 10% + 110万円
850万円超	195万円(上限)	195万円(上限)

【ポイント】

- 給与所得控除の見直しの影響を受けるのは、給与等の収入金額が190万円以下の人に限定される。

特定親族特別控除の創設①

個人所得課税 大綱P21、22

- 居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（その居住者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、合計所得金額が123万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除する。
- 令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

親族等の給与金額	親族等の合計所得金額	特定親族特別控除額
123万円超 150万円以下	58万円超 85万円以下	63万円（45万円）
150万円超 155万円以下	85万円超 90万円以下	61万円（45万円）
155万円超 160万円以下	90万円超 95万円以下	51万円（45万円）
160万円超 165万円以下	95万円超 100万円以下	41万円（41万円）
165万円超 170万円以下	100万円超 105万円以下	31万円（31万円）
170万円超 175万円以下	105万円超 110万円以下	21万円（21万円）
175万円超 180万円以下	110万円超 115万円以下	11万円（11万円）
180万円超 185万円以下	115万円超 120万円以下	6万円（6万円）
185万円超 188万円以下	120万円超 123万円以下	3万円（3万円）

※カッコ内は住民税控除額

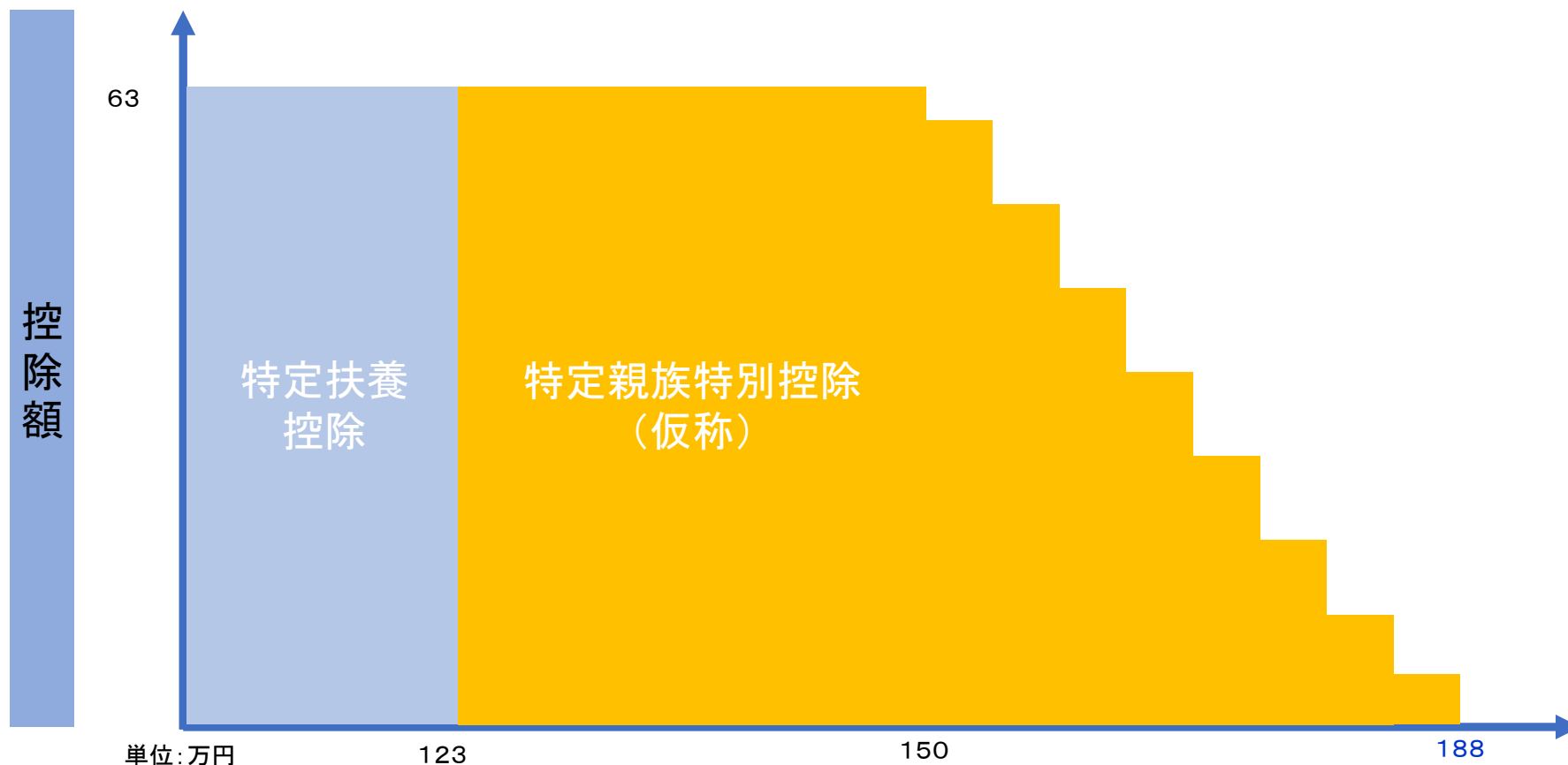
【ポイント】

- 生計を一にする19歳以上23歳未満の扶養親族の収入が給与のみの場合、年間150万円までは特定扶養控除と同額の所得控除が受けられその後188万円まで段階的に所得控除を受けられることとなった。

特定親族特別控除の創設②

減税

特定扶養親族と特定親族特別控除(仮称)の状況



生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等の給与収入

出典:厚生労働省『『年収の壁について知ろう』あなたに最適な働き方とは?』を加筆・修正

所得要件その他の措置

個人所得課税 大綱P21-23

- 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
- ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を58万円以下(現行:48万円以下)に引き上げる。
- 勤労学生の合計所得金額要件を85万円以下(現行:75万円以下)に引き上げる。
- 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を65万円(現行:55万円)に引き上げる。
- 令和7年分以後の所得税及び令和8年度分以後の個人住民税について適用する。

【ポイント】

- 学生等で給与収入が150万円までは本人は課税されないこととなる。

子育て世帯等に対する生命保険料控除の見直し

減税

個人所得課税 大綱P28

- 新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の控除額の計算を変更する。
- 旧生命保険料及び本改正の適用がある新生命保険料を支払った場合には、一般生命保険料控除の適用限度額は**6万円**(現行:4万円)とする。
- 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円とする(現行と同じ。)
- **令和8年分の所得税**について適用する。

【居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新生命保険料控除】

現行		改正案	
年間の新生命保険料	控除額	年間の新生命保険料	控除額
20,000円以下	新生命保険料の全額	30,000円以下	新生命保険料の全額
20,000円超 40,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 10,000円	30,000円超 60,000円以下	新生命保険料 × 1/2 + 15,000円
40,000円超 80,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 20,000円	60,000円超 120,000円以下	新生命保険料 × 1/4 + 30,000円
80,000円超	一律40,000円	120,000円超	一律60,000円

【ポイント】

- 令和8年分のみ適用である。
- 住民税については変更がない。
- 居住者が年齢23歳未満の扶養親族を有する場合以外は、現行の保険料控除のままとなる。
- 一時払生命保険については、2万円の上乗せ措置を時限的に講じている間は控除の適用対象から除外されない。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充①

減税

個人所得課税 大綱P28-29、30

- 特例対象個人(個人で、年齢40歳未満であって配偶者を有する者、年齢40歳以上であって年齢40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養親族を有する者をいう。)が、認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得又は買取再販認定住宅等の取得(以下「認定住宅等の新築等」という。)をして令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を認定住宅5,000万円、ZEH水準省エネ住宅4,500万円、省エネ基準適合住宅4,000万円とする。
- 認定住宅等の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得に係る床面積要件の緩和措置について、令和7年12月31日以前に建築確認を受けた家屋について適用できることとする。

認定住宅等	認定住宅、ZEH水準省エネ住宅及び省エネ基準適合住宅
認定住宅	認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅
買取再販認定住宅等	認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われたもの

【ポイント】

- 子育て支援に関する税制は高校生年代の扶養控除の取り扱いを踏まえ検討することとなっており、令和7年限りの時限的措置となっている。

子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充②

減税

居住年	住宅等の種類		借入限度額	控除率	控除期間	床面積要件	合計所得要件	
令和7年	新築・建売・一定の買取再販住宅 ※一定の省エネ基準を満たさない新築・建売の場合は対象外	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅 (令和7年居住・特例対象個人)	4,500万円 (5,000万円)	0.7%	13年	50㎡以上 (令和7年までに建築確認を受けた新築住宅⇒40㎡以上)	合計所得金額 2,000万円以下 (床面積40㎡以上50㎡未満については1,000万円以下)	
		ZEH水準省エネ住宅 (令和7年居住・特例対象個人)	3,500万円 (4,500万円)					
		省エネ基準適合住宅 (令和7年居住・特例対象個人)	3,000万円 (4,000万円)					
		上記以外の一般の新築住宅 (※1)	0円 (2,000万円)					
	中古・増改築等 ※中古については登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅	3,000万円		10年	50㎡以上		2,000万円以下
		上記以外の一定のもの	2,000万円					

※1 令和5年12月31日までに建築確認を受けたもの、または令和6年6月30日までに建築されたもの。
ただし特例居住用家屋に該当する場合は令和5年12月31日までに建築確認を受けたものに限る。

子育て世帯等に対する住宅リフォーム税制

減税

個人所得課税 大綱P30

- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、当該居住用の家屋を令和7年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合を適用対象に追加し、**その子育て対応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除できることとする。**
- 一定の場合には連年適用ができないことその他の要件等は、現行の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除と同様とする。

一定の子育て対応改修工事	住宅内における子どもの事故を防止するための工事	その工事に係る標準的な工事費用相当額(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)が50万円を超えること等一定の要件を満たすもの。
	対面式キッチンへの交換工事	
	開口部の防犯性を高める工事	
	収納設備を増設する工事	
	開口部・界壁・床の防音性を高める工事	
	間取り変更工事(一定のものに限る。)	
標準的な工事費用相当額	子育て対応改修工事の種類ごとに標準的な工事費用の額として定められた金額に当該子育て対応改修工事を行った箇所数等を乗じて計算した金額	

【ポイント】

- 子育て支援に関する税制は高校生年代の扶養控除の取り扱いを踏まえ検討することとなっており、令和7年限りの時限的措置となっている。

確定拠出年金制度の見直し

個人所得課税 大綱P33-34、38

○ 確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について見直しが行われた後も、**現行の税制上の措置を適用する。**

- ① 企業型確定拠出年金制度におけるマッチング拠出について、企業型年金加入者掛金の額は事業主掛金の額を超えることができないとする要件を廃止する。
- ② 企業型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 確定給付企業年金制度に加入していない者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)
 - ロ 確定給付企業年金制度の加入者 月額6.2万円(現行:月額5.5万円)から確定給付企業年金ごとの掛金相当額を控除した額
- ③ 個人型確定拠出年金制度について、60歳以上70歳未満であって現行の個人型確定拠出年金に加入できない者のうち、個人型確定拠出年金の加入者運用指図者であった者又は私的年金の資産を個人型確定拠出年金に移換できる者であって、老齢基礎年金及び個人型確定拠出年金の老齢給付金を受給していない者を新たに制度の対象とすることとし、その拠出限度額を月額6.2万円とする。
- ④ 個人型確定拠出年金の拠出限度額を次のとおりとする。
 - イ 第一号被保険者 月額7.5万円(現行:月額6.8万円)
 - ロ 企業年金加入者 月額6.2万円から確定給付企業年金ごとの掛金相当額及び企業型確定拠出年金の掛金額を控除した額(現行:月額2.0万円)
 - ハ 企業年金に未加入の者(第一号被保険者及び第三号被保険者を除く。) 月額6.2万円(現行:月額2.3万円)
- ⑤ 国民年金基金の掛金額の上限を月額7.5万円(現行:月額6.8万円)とする。
- ⑥ その他所要の措置を講ずる。

【ポイント】

- 企業年金未加入者の個人型確定拠出年金の限度額が2.3万円/月から6.2万円/月と大幅に増額となっている等、拠出限度額の増加により個人投資がより活発となることが予想される。

退職所得控除額の調整規定等の見直し

増税

個人所得課税 大綱P34-35、37、38

- 退職手当等(老齢一時金(確定拠出年金法の老齢給付金として支給される一時金をいう。以下同じ。)を除く。)の支払を受ける年の前年以前9年以内に老齢一時金の支払を受けている場合には、その老齢一時金等について、**退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象とする**ほか、老齢一時金に係る退職所得の受給に関する申告書の保存期間を**10年(現行:7年)**とする。
- **令和8年1月1日以後に老齢一時金の支払を受けている場合であって、同日以後に支払を受けるべき退職手当等について適用**する。
- 退職手当等の支払をする者は、退職手当等の支払を受ける**全ての居住者**(現行:退職手当等の支払をする法人の役員である居住者)に係る退職所得の源泉徴収票を税務署長に提出しなければならないこととする。
- **令和8年1月1日以後に提出すべき退職所得の源泉徴収票について適用**する。

退職手当等を受給する事由	重複排除規定を適用する場合	
	現行	改正案
原則	過去5年以内に他の退職手当の支払いを受けた場合	過去5年以内に他の退職手当の支払いを受けた場合 又は 過去10年以内に確定拠出年金の老齢一時金の支払いを受けた場合
確定拠出年金の老齢一時金を受給する場合	過去20年以内に他の退職手当の支払いを受けた場合	同左

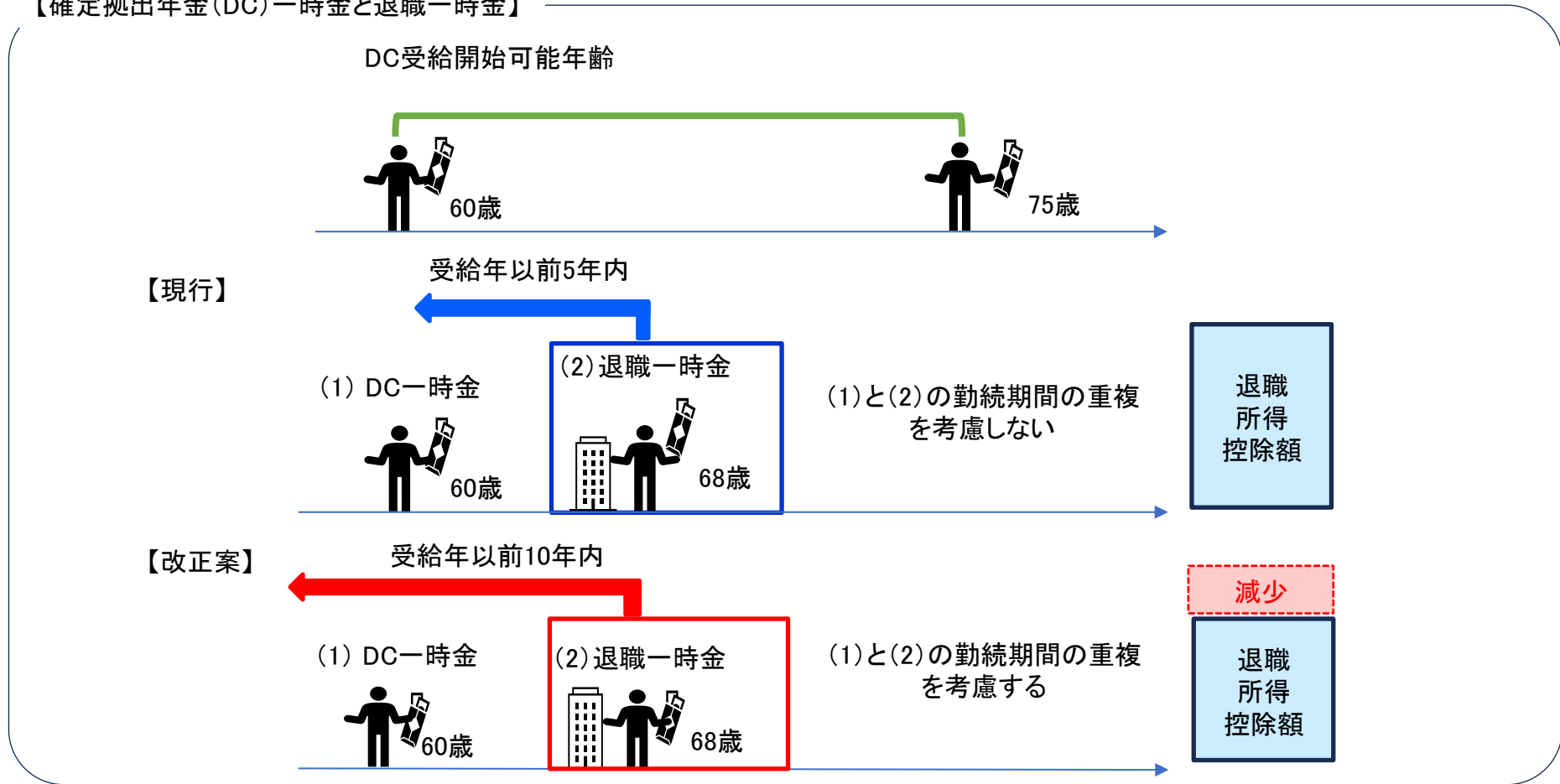
【ポイント】

- 確定拠出年金の老齢一時金は、60歳から75歳の間は受給者の意思により請求できるため、支給時期の調整により多額の退職所得控除を受けることができないようにされていたが、定年延長に伴い逆パターンによる受給が想定されるために改正された。

退職所得控除額の調整規定等の見直し

増税

【確定拠出年金(DC)一時金と退職一時金】



その他の改正	現行	改正案
退職所得の受給に関する申告書の保存期間	7年	10年
退職所得の源泉徴収票の提出義務者	役員のみ	全ての者

所得課税に関するその他の改正項目

増税

【 国民健康保険税課税限度額の引き上げ 】

個人所得課税 大綱P38

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を**66万円(現行:65万円)**に引き上げる。
- 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を**26万円(現行:24万円)**に引き上げる。

【 国民健康保険税の減額対象所得基準の見直し 】

個人所得課税 大綱P38

- 国民健康保険税の5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を**30.5万円(現行:29.5万円)**に引き上げる。
- 国民健康保険税の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を**56万円(現行:54.5万円)**に引き上げる。

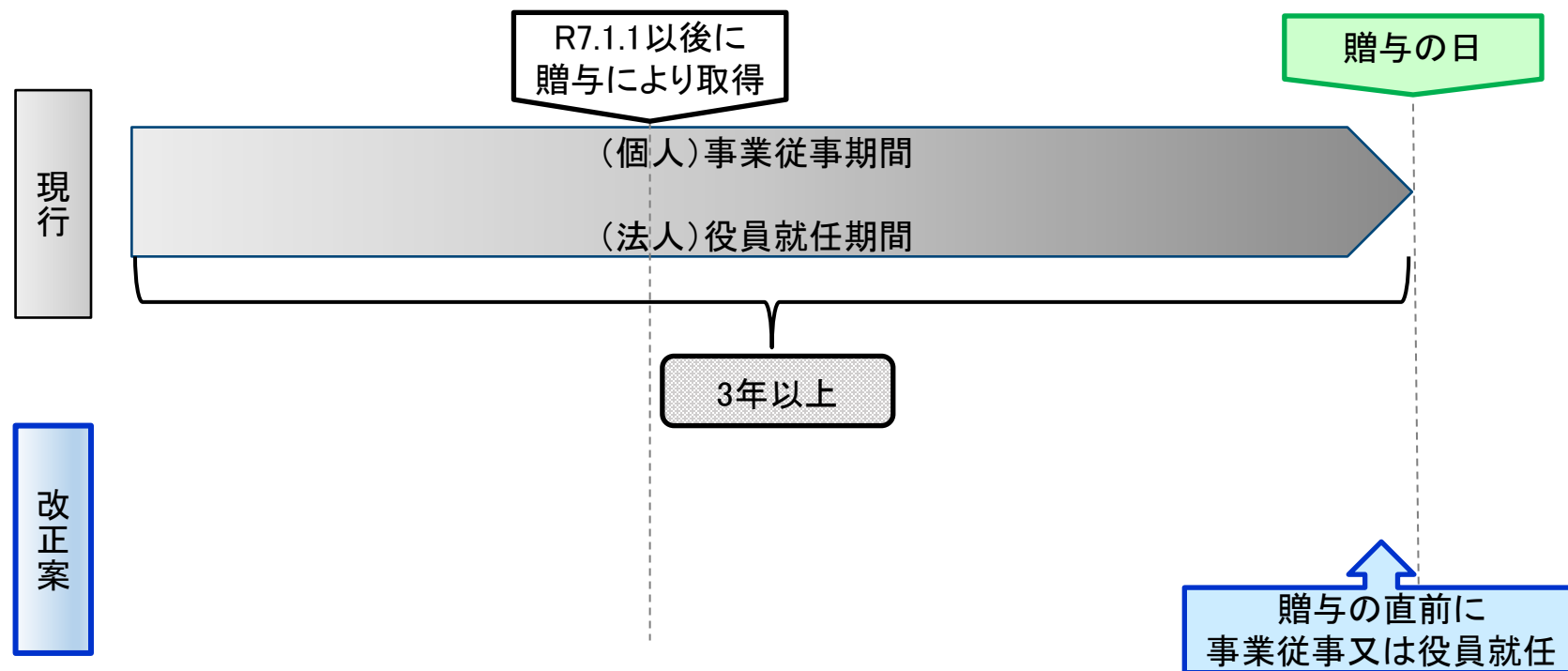
個人の事業用資産及び非上場株式等に係る贈与税の納税猶予

減税

資産課税 大綱P39

- 個人の事業用資産又は非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度における事業従事要件又は役員就任要件について、贈与の直前において(現行:贈与の日まで引き続き3年以上)特定事業用資産に係る事業に従事していたこと又は特例認定贈与承継会社の役員等であることとする。
- 令和7年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

《後継者の事業従事要件又は役員就任要件》



【ポイント】

- 令和8年3月31日までに特例承継計画を提出しておき、令和9年12月31日までの間に適用を検討すればよい。

生産性向上や賃上げに資する設備投資の特例措置

増税

減税

資産課税 大綱P41

- 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画に基づき、中小事業者等が取得する生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までとする。
- 対象資産を雇用者給与等支給額の引上げの方針を位置づけた同計画に基づき取得する一定の機械・装置等に限定する。
- 当該機械・装置等に係る課税標準について、一定の見直しをする。

機械・装置等に係る固定資産税の課税標準

対象設備等	現行		改正案	
一定の要件を満たす次のもの ①機械及び装置 ②測定工具及び検査工具 ③器具備品 ④建物附属設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合	R5.4.1～R6.3.31 取得	最初の5年間 3分の1	雇用者給与等支給額を1.5%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の3年間 2分の1
		R6.4.1～R7.3.31 取得	最初の4年間 3分の1	雇用者給与等支給額を3%以上引き上げる方針を同計画に位置づけた場合 最初の5年間 4分の1
	上記以外		最初の3年間 2分の1	上記以外 特例なし

【ポイント】

- 賃上げ方針がなければ、この特例が適用できなくなる。

資産課税に関するその他の改正項目

減税

【農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予】

資産課税 大綱P39

- 農地等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度における営農困難時貸付け及び山林に係る相続税の納税猶予制度における特例山林の経営委託の適用を受けることができる事由に、**介護医療院へ入所したことを加える。**

【相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の延長】

資産課税 大綱P40

- 相続に係る所有権の移転登記等に対する登録免許税の免税措置の**適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までとする。**

【医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度】

資産課税 大綱P49-50

- 関係法令の改正を前提に、医療法人の移行計画の認定要件について次の見直しが行われた後も、その見直し後の認定医療法人について、医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予制度等を適用する。
 - ① 社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えることとの要件について、**社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えるとともに、計算の基礎となる全収入金額を医療保健業務による収入金額(補助金等に係る収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。)**とする。
 - ② 医療診療による収入金額が患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であることとの要件について、**現行の医療診療による収入金額及び患者のために直接必要な経費の額の範囲に係る取扱いを法令上明確化するとともに、当該収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加える。**

中小企業者等の軽減税率の特例の見直し・延長

増税

減税

法人課税 大綱P53

- 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例について次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用する。
- 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率を17%（現行15%）に引き上げる。
- 適用対象法人の範囲から通算法人を除外する。

法人区分		所得金額	法人税率
普通法人 (資本金1億円超の法人)		—	23.2%
中小法人 (資本金1億円以下等の法人)	下記を除く法人	年800万円以下	15%
		年800万円超	23.2%
	所得金額が年10億円を超える法人	年800万円以下	17%
		年800万円超	23.2%
	適用除外事業者・通算法人	年800万円以下	19%
		年800万円超	23.2%

※1 所得金額が年10億を超える場合は17%が適用される。

※2 適用除外事業者に該当する特定の医療法人について年800万円以下の部分については、19%の税率が適用される。
なお、特定の協同組合等は、年10億円を超える所得に対して、22%の税率が適用される。

【ポイント】

- 所得金額10億円超の判定は単年で行う点に留意が必要。

中小企業投資促進税制の延長

減税

法人課税 大綱P53-54,60

- 中小企業投資促進税制について一定の見直しを行ったうえで、**適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までに取得し、指定事業の用に供した対象設備**について適用する(所得税も同様)。

項目	内容	
対象法人	中小企業者等(適用除外事業者を除く)、農業協同組合等(商店街振興組合を加える)	
特例措置	区分	中小企業者等 特定中小企業者等
	特別償却	取得価額×30%(特定生産性向上設備等は即時償却)
	税額控除	— 取得価額×7%
対象資産	対象設備	金額要件等
	機械装置※1	単品160万円以上
	測定工具及び検査工具	単品120万円以上・単品30万円以上かつ合計120万円以上
	一定のソフトウェア	単品70万円以上・合計70万円以上
	普通貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶※2 (取得価額の75%)	匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除く	
対象事業	製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業)、農業、林業、漁業、水産養殖業、不動産業、物品賃貸業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)を含む。)	

※1コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外する。

※2総トン数500トン以上の船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定する。

中小企業者経営強化税制の見直し・延長①

増税

減税

法人課税 大綱P54-57,60

- 中小企業経営強化税制について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までに取得し、指定事業の用に供した対象設備について適用する。
- 関係法令の改正を前提に、次の措置を講ずる。
 - イ 特定経営力向上設備等に、その投資計画における年平均の投資利益率が**7%以上**となることが見込まれるものであること及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合することにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(機械装置、工具、器具備品、建物及びその附属設備並びにソフトウェアで、一定の規模以上のもの)を追加する。
 - ロ 上記イの設備について、普通償却限度額との合計でその取得価額まで(建物及びその附属設備については、その取得価額の15%又は25%)の特別償却とその取得価額の7%(建物及びその附属設備については、1%又は2%)の税額控除との選択適用ができることとする。なお、一定の中小企業者等が取得等をする上記イの設備(建物及びその附属設備を除く。)の税額控除率は10%とする。ただし、上記イの設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度とする。
 - ハ 上記イの経済産業大臣の確認を受けた中小企業者等は、その確認を受けた投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けることができないこととする。
- 関係法令の改正を前提に、特定経営力向上設備等について、次の見直しを行う。
 - イ 一定の時期に発売された設備で、旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるものの**経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価することとする。**
 - ロ その投資計画における年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるものであることにつき経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備の投資利益率を**7%**に引き上げる。
 - ハ 次の設備を除外する。
 - (イ)遠隔操作、可視化又は自動制御化に関する投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
 - (ロ)暗号資産マイニング業の用に供する設備

中小企業経営強化税制の見直し・延長②

増税

減税

	対象設備	金額要件等	生産性向上設備 (A類型)		収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)	経営資源集約化設備 (D類型)
			販売開始時期	生産性要件	投資利益率要件	遠隔操作等要件	経営資源集約要件
中小企業者等	機械装置	単品160万円以上	10年以内	旧モデル比で経営力の向上の指標が年平均1%以上向上するものであるもの(経営力の向上の指標について、単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかにより評価)	経済産業大臣の確認を受けた年平均の投資利益率7% (現行:5%) 以上の投資計画に記載されたもの	廃止	計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備として投資計画に記載されたもの
	工具	単品30万円以上	5年以内				
	器具備品	単品30万円以上	6年以内				
	建物附属設備	単品60万円以上	14年以内				
	ソフトウェア	単品70万円以上	5年以内				
	建物及びその附属設備	合計1,000万円以上					
売上高100億円超を目指す中小企業者等※	機械装置	単品160万円以上			経済産業大臣の確認を受けた年平均の投資利益率7%以上の投資計画に記載されたもの及び経営規模の拡大を行うものとして経済産業大臣が定める要件に適合すること		
	工具	単品30万円以上					
	器具備品	単品30万円以上					
	ソフトウェア	単品70万円以上					

※医療保険業を行う事業者が取得等をするもの及び発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をするものを含まない。

中小企業経営強化税制の見直し・延長③

増税

減税

経済産業大臣が定める「売上高100億円超を目指す中小企業者等」の要件

(イ) 売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表(ロードマップ)を作成していること。

(ロ) 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること。

(注) 上記の「基準事業年度」とは、経営力向上計画の認定を申請する事業年度の直前の事業年度をいう。

(ハ) 売上高100億円超を目指すための事業基盤、財務基盤及び組織基盤が整っていること。

(ニ) 売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること。

(ホ) 次の要件を満たす設備投資を行う投資計画であること。

a. 導入予定の設備が、売上高の増加に貢献するものであること。

b. 経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること。

c. 生産性の向上に資する設備の導入に伴い建物及びその附属設備の新設又は増設をするものであること。

(ヘ) 投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること。

(ト) 上記のほか、売上高100億円超を目指すために必要とされる要件を満たすこと。

【ポイント】

○ 上記の要件をすべて満たさなければ経済産業省大臣の確認を受けられないので注意が必要。

中小企業経営強化税制の見直し・延長④

増税

減税

対象法人	中小企業者等(適用除外事業者を除く)で中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもの		
対象設備	優遇税制		
建物及びその附属設備※	給与増加割合※	2.5%以上	特別償却 取得価額×15%
		5%以上	特別償却 取得価額×25%
その他の対象設備	資本金3,000万円超の中小企業者等 (農業協同組合及び商店街復興組合を除く。)		税額控除 取得価額×1%
	資本金3,000万円以下の中小企業者等		税額控除 取得価額×2%
			即時償却 取得価額×7%
			即時償却 取得価額×10%

※給与増加割合とはその事業年度における雇用者給与等支給額からその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額のその事業年度の前事業年度における雇用者給与等支給額に対する割合をいう。

※設備の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は60億円を限度とする。

【ポイント】

- 今回拡充された本制度につき経済産業大臣の確認を受けた場合、その投資計画の計画期間中は、中小企業投資促進税制及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用を受けられないので注意が必要。
- 建物及びその附属設備については、供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合又は投資計画に記載された供用年度の給与増加割合が2.5%未満の場合には、特別償却及び税額控除は適用できない。
- 本改正では従来の措置と拡充された措置の2本立てになっている為、対象設備によって措置の切り替えを行うことができるのか今後の情報に注視する必要がある。

中小企業防災・減災投資促進税制の見直し・延長

増税

減税

法人課税 大綱P67-68

- 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、対象資産から感染症の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産(サーモグラフィ装置)を除外した上、その適用期限を2年延長し、令和9年3月31日まで取得し、事業の用に供した場合について適用する(所得税も同様)。

対象者	特別償却	対象設備	用途又は細目
令和9年3月31までに「事業継続力強化計画/連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者	取得価額 × 16%	機械及び装置 (100万円以上)	自家用発電機、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを 含む。)
		器具及び備品 (30万円以上)	自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての 設備
		建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動 制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、 揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台(対象設備を かさ上げするために取得等するものに限る)防水シャッター等 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを 含む。)

リース会計基準の変更に伴う税制上の所要の措置

増税

減税

法人課税 大綱P74-75,76-77

- 法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる資産の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が支払う金額があるときは、その金額のうち債務の確定した部分の金額は、その確定した日の属する事業年度に損金算入する。
- 上記の「オペレーティング・リース取引」とは、資産の賃貸借のうちリース取引（ファイナンス・リース取引）以外のものをいう。
- 上記の支払う金額には、その資産の賃借のために要する費用の額及びその資産を事業の用に供するために直接要する費用の額を含むものとし、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額、固定資産の取得に要した金額とされるべき費用の額及び繰延資産となる費用の額を除く。
- **リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例は、廃止する。** 令和7年4月1日前にリース譲渡を行った法人の令和9年3月31日以前に開始する事業年度において行ったリース譲渡について、延払基準の方法（同日後に開始する事業年度にあっては、リース譲渡に係る利息相当額のみを同日後に開始する各事業年度の収益の額とする方法に限る。）により収益の額及び費用の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度において延払基準の適用をやめた場合の繰延リース利益額を5年均等で収益計上する等の経過措置を講ずる（所得税も同様）。
- 令和9年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産の減価償却について、リース期間定額法の計算において取得価額に含まれている残価保証額を控除しないこととし、リース期間経過時点で1円（備忘価額）まで償却できることとする（所得税も同様）。
 （注）令和9年3月31日までに締結された所有権移転外リース取引に係る契約に係るリース資産については、令和7年4月1日以後に開始する事業年度において改正後のリース期間定額法により償却できることとする経過措置を講ずる。
- 事業税付加価値割の課税標準の算定について、法人が各事業年度にオペレーティング・リース取引によりその取引の目的となる土地又は家屋の賃借を行った場合において、その取引に係る契約に基づきその法人が賃借権等の対価として支払う金額があるときは、その金額のうち法人税の所得の計算上損金の額に算入される部分の金額は、その損金の額に算入される事業年度の支払賃借料とするほか、所要の措置を講ずる。

【ポイント】

- リース会計とリース税務が一致しないこととなるため申告調整が必要となる。

法人課税に関するその他の改正項目

増税

減税

【企業版ふるさと納税の見直し】

法人課税 大綱P59-60,61-62

- 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度について、関係法令等が改正され、一定の措置が講じられることを前提に、その適用期限を3年延長し、令和10年3月31日までとする。

【再資源化事業等高度化設備の特別償却制度の創設】

法人課税 大綱P63

- 青色申告書を提出する法人で資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の高度再資源化事業計画又は高度・分離回収事業計画の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和10年3月31日までの間に、再資源化事業等高度化設備の取得等をして、その法人の高度再資源化事業又は高度・分離回収事業の用に供した場合には、その取得価額の35%の特別償却ができることとする。
- 「再資源化事業等高度化設備」とは、認定高度再資源化事業計画又は認定高度・分離回収事業計画に記載された廃棄物処理施設を構成する機械装置及び器具備品のうち、再資源化事業等の高度化に著しく資する設備として環境大臣が財務大臣と協議して指定するもので、一定の規模以上のものをいう。
- 上記の「一定の規模以上のもの」とは、1台又は1基の取得価額がそれぞれ次の金額以上のものをいう。
 - ・機械装置 2,000万円
 - ・器具備品 200万円
- 対象資産の取得価格の合計額のうち本制度の対象となる金額は20億円を限度とする。

【医療用機器等の特別償却制度の適用期限の延長】

法人課税 大綱P68

- 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置の対象機器の見直しを行った上、適用期限を2年延長し、令和9年3月31日までに取得し、事業の用に供した場合について適用する（所得税も同様）。

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

増税

防衛力強化課税大綱P96-100

- 防衛特別法人税(仮称)を創設し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
- たばこ税については、加熱式たばこの課税方式の見直しを実施し、紙巻たばことの間の税負担差を解消する。その上で、1本あたり0.5円相当ずつの上げを、3段階(令和9年4月、令和10年4月、令和11年4月)にわたって実施する。

【防衛特別法人税の税額計算】

基準法人税額は、次の制度を適用しないで計算した法人税の額

- ・所得税額の控除
- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・控除対象所得税額等相当額の控除

基準法人税額

基準法人税額から基礎控除額(500万円)控除

課税標準
法人税額

× 4%

防衛特別法人税額

税額控除

- ・外国税額の控除
- ・分配時調整外国税相当額の控除
- ・控除対象所得税額等相当額の控除
- ・仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

税額控除

法人税額

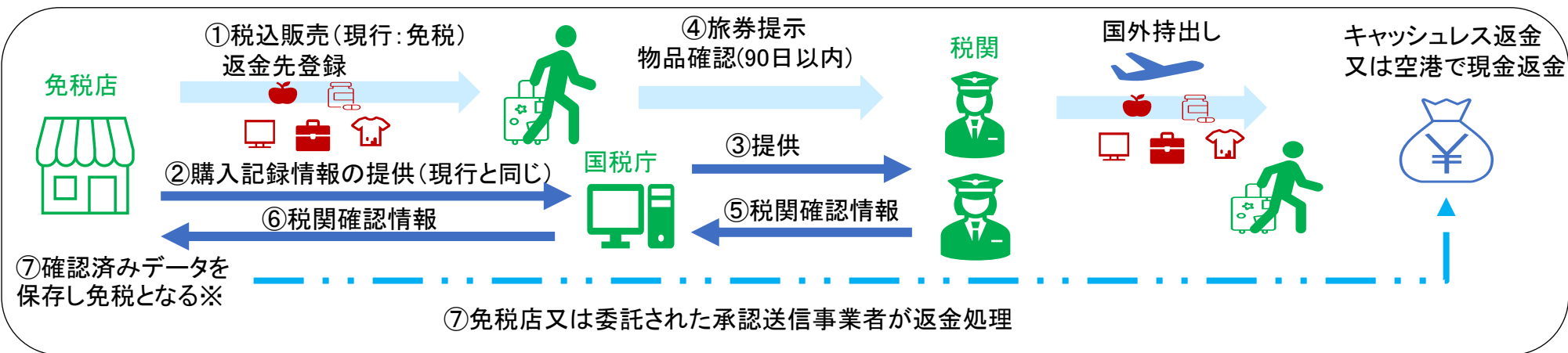
【ポイント】

- 法人税率から逆算すると、中小企業は所得金額が約2,400万円を超えると防衛特別法人税が課されることになる。
- 通算法人の基礎控除額は、年500万円を各通算法人の基準法人税額の比で配分した金額となる。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し①

消費税課税 大綱P77-78

- 輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者に対して免税対象物品を譲渡した場合であって、その免税購入対象者がその購入した日から90日以内に出港地の税関長による確認を受けたときは、その確認をした旨の情報(以下「税関確認情報」という。)を輸出物品販売場を経営する事業者において保存することを要件として、その免税対象物品の譲渡について、消費税を免除する。
- 上記の改正に伴い、**実務上、消費税相当額を含めた価格で販売し、出国時に持出しが確認された場合に輸出物品販売場を経営する事業者から免税購入対象者に対し消費税相当額を返金する「リファンド方式」となる。**
- 免税購入対象者は、購入した免税対象物品について、出国時に旅券等を提示して税関長の確認を受けるものとし、その確認を受けた免税対象物品を国外に持ち出さなければならないこととする。
- 税関長は、輸出物品販売場を経営する事業者(承認送信事業者を含む。)に対し、購入記録情報ごとに、国税庁の免税販売管理システムを通じて税関確認情報を提供するものとする。
- **令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。**



【ポイント】

- 実務上、改正後の免税店側の免税品販売時や税関確認情報が得られない場合や申告をどのように行うのかが注目される。

外国人旅行者向け消費税免税制度の見直し②

消費税課税 大綱P78、79

- 消耗品について免税購入対象者の同一店舗一日当たりの購入上限額(50万円)及び特殊包装を廃止するとともに、一般物品と消耗品の区分を廃止する。
- 免税販売の対象外とされている通常生活の用に供しないものの要件を廃止するとともに、金地金等の不正の目的で購入されるおそれが高い物品については、免税販売の対象外とされる物品として個別に定める仕組みとする。
- 100万円(税抜き)以上の免税対象物品については、購入記録情報の送信事項にその免税対象物品を特定するための情報(シリアルナンバー等)を加える。
- 免税購入対象者が輸出物品販売場で運送契約を締結し、かつ、その場で物品を運送事業者へ引き渡す、いわゆる「直送」による免税販売方式については、従来の方式に代えて輸出免税制度により消費税を免除することができることとする。
- これらの改正は、令和8年11月1日以後に行われる免税対象物品の譲渡等について適用する。
- 免税購入対象者が輸出物品販売場で購入した免税対象物品について、その免税購入対象者が別途国外へ配送する、いわゆる「別送」をしたことにより出国時に携帯していない場合に、その免税対象物品の配送等に係る書類により輸出したことを確認する取扱いを令和7年3月31日をもって廃止する。

項目	現行	改正案
免税対象物品の限度額 (販売価額(税抜)の合計額)	一般物品:5千円以上 消耗品:5千円以上~50万円以下	一般物品と消耗品の区分を廃止 購入上限額の撤廃
特殊包装(開封判別のできる包装)	一般物品:不要、消耗品:必要	不要
通常生活の用に供するか否かの判断	免税店販売時	不要
免税品の直送【新設】	—	免税店から国外へ配送する場合は、免税の対象
免税品の別送の取扱い	税関で送り状等により持ち出し確認	廃止

リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例

消費税課税 大綱P80-81

- **リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例は、廃止する。**なお、令和7年4月1日前にリース譲渡に該当する資産の譲渡等を行った事業者の令和12年3月31日以前に開始する年又は事業年度について延払基準の方法により資産の譲渡等の対価の額を計算することができることとするとともに、令和7年4月1日以後に開始する年又は事業年度において延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金を10年均等で資産の譲渡等の対価の額とする等の経過措置を講ずる。

リース取引の区分	資産の譲渡等の時期	
	原則	特例
所得税又は法人税で売買があったものとされるリース取引	リース資産の引き渡しを行った日	所得税又は法人税で延払基準の適用を受ける場合、リース料の支払期日
その他のリース取引	リース料の支払期日	

⇒ 特例を廃止

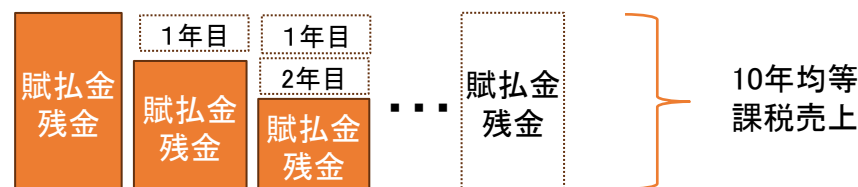
【経過措置①】

R7.4.1前に行ったリース譲渡
R12年3月31日以前に開始する年又は事業年度については



【経過措置②】

延払基準の適用をやめた場合の賦払金の残金
→延払基準をやめた事業年度から10年均等で課税売上とする



【ポイント】

- 所得税・法人税の取扱いにあわせて消費税も特例を廃止する。なお、賃借人については引続き、賃借処理(分割控除)が認められる。

電子帳簿等保存制度の見直し

納税環境整備 大綱P100-102

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が一定の要件を満たしている場合におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。
- 令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

電子帳簿保存法の類型	事由	現行	改正案
電子帳簿書類等保存 スキャナ保存	隠蔽、仮装行為があった場合	重加算税を10%加重	重加算税を10%加重
電子取引のデータ保存			新設する送受信・保存の要件を満たす場合、加重措置なし

【ポイント】

- 電子データは複製改ざんが容易であるため重加算税の加重措置が行われているが、保存、処理の適正性が認められるものを加重措置の対象外とし、普及を後押しするものである。